

別表 法第 15 条の規定に基づく法人文書の開示の実施の方法（同条第 1 項の規定に基づく電磁的記録の開示の方法を含む。）及び法第 17 条第 1 項の規定に基づく手数料

	法人文書の媒体の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額	
1	文書又は図画（2 から 4 まで又は 10 に該当するものを除く。）	<p>閲覧 当該文書又は図画の閲覧（法第 15 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、開示実施方法は写しの交付のみ）</p> <p>写しの交付 当該文書又は図画を複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したもの又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R 若しくは DVD-R に複写したものの交付ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは A 2 判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの交付</p>	100 枚までごとにつき 100 円	
			複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円（A 2 判は 40 円、A 1 判は 80 円）
			複写機により A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円（A 2 判は 140 円、A 1 判は 180 円）
			スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したものの交付	CD-R 1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
			スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を DVD-R に複写したものの交付	DVD-R 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
			写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについて 520 円）に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
2	マイクロフィルム	<p>閲覧 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを A 1 判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧</p> <p>写しの交付 当該マイクロフィルムを A 4 判の用紙に印刷したものの交付ただし、これにより難しい場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付</p>	マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
			マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
				用紙 1 枚につき 80 円（A 3 判については 140 円、A 2 判については 370 円、A 1 判については 690 円）
3	写真フィルム	<p>閲覧 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの閲覧</p> <p>写しの交付 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの交付</p>	1 枚につき 10 円	
				1 枚につき 30 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては 430 円）

4	スライド (10に定める場合におけるものを除く。)	閲覧	当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 390円	
		写しの交付	当該スライドを印画紙に印画したものの交付	1枚につき 100円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300円)	
5	録音テープ (10に定める場合におけるものを除く。) 又は録音ディスク	閲覧	当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 290円	
		写しの交付	当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ (記録時間 120 分のもの) に複写したものの交付	1巻につき 430円	
6	ビデオテープ又はビデオディスク	閲覧	当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290円	
		写しの交付	当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ (記録時間 120 のものに限る。) に複写したものの交付	1巻につき 580円	
7	電磁的記録 (5、6又は9以外のもの)	閲覧	次に掲げる方法であつて、機構が保有するプログラムにより行うことができるもの イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 ロ 当該電磁的記録を専用機器 (開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。) により再生したものの閲覧又は視聴	イ 用紙に出力したものの閲覧 用紙 100 枚までごとに 200円	
			写しの交付	次に掲げる方法であつて、機構が保有するプログラムにより行うことができるもの ハ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付 ニ 当該電磁的記録を CD-R に複写したものの交付 ホ 当該電磁的記録を DVD-R に複写したものの交付	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 1 ファイルごとに 410円
				ハ 用紙に出力したものの交付	ハ 用紙 1 枚につき 10円
		ニ CD-R に複写したものの交付		ニ 1 枚につき 100円に 1 ファイルごとに 210円を加えた額	
		ホ DVD-R に複写したものの交付	ホ 1 枚につき 120円に 1 ファイルごとに 210円を加えた額		
		8	電磁的記録 (7ーニ、ホ又はへに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)	写しの交付	当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
9	映画フィルム			閲覧	当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
9	映画フィルム	写しの交付	当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円 (16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100円) に記録時間 10 分までごとに 2,750円 (16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650円) を加えた額	
		10	スライド及び録音	閲覧	当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

テープ (同時に 視聴する 場合)	写し の交 付	当該スライド及び当該録音テープを専用機器 により複写したものの交付	5,200 円 (スライド 20 枚を超える場合 にあつては、5,200 円にその超える枚 数 1 枚につき 110 円を加えた額)
備考 写しの交付の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。			